

本号で公布された
法令のあらまし

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第一四号)(総務省)

1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、政令に規定する職務の級を再編後の職務の級に改める等、関係政令の規定の整備をすることとした。
2 この政令は、平成一八年四月一日から施行することとした。

1 この政令は、平成一八年四月一日から施行することとした。
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

政令

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年二月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第十四号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の五第一項中、「十一級」を、「十級」に改め、同条第二項中、「外」を、「ほか」に改める。
第六条の二第二項中、「十一級」を、「十級」に改め、同条第二項中、「外」を、「ほか」に改める。
第十三条第二項中、「同条」を、「同条第一項」に、「十一級」を、「十級」に、「十級」を、「八級」に改める。

(検察庁法施行令の一部改正)

第二条 検察庁法施行令(昭和二十二年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中、「三級」を、「二級」に改め、同項第二号中、「四級以上又は同法別表第四公安職俸給表(若しくは(二)の職務の級四級)を、「三級以上、給与別表第四公安職俸給表(一)の職務の級四級以上又は同表公安職俸給表(二)の職務の級三級」に改め、同項第四号及び第七号中、「四級」を、「三級」に改め、同項第十号中、「四級以上若しくは同法別表第四公安職俸給表(若しくは(二)の職務の級四級)を、「三級以上、給与別表第四公安職俸給表(一)の職務の級四級以上若しくは同表公安職俸給表(二)の職務の級三級」に改め、同項第十三号及び第十四号中、「四級」を、「三級」に改める。

(労働基準監督機関令の一部改正)

第三十条 労働基準監督機関令(昭和二十二年政令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条ただし書中、「六級」を、「四級」に、に定める職務の級の二級以上であり」を、「の適用を受け」に改める。

(海難審判法施行令の一部改正)

第四条 海難審判法施行令(昭和二十三年政令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号イ及び八中、「六級」を、「四級」に改める。

第四条第四号中、「四級」を、「三級」に改める。

(労働組合法施行令の一部改正)

第五条 労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中、「十一級」を、「十級」に改め、同条第二項中、「外」を、「ほか」に改める。
第二十三条の二第五項中、「十級」を、「八級」に改める。

第二十八条の五第一項中、「一級から三級まで」を、「一級及び二級」に改める。

第二十九条第六項中、「十一級」を、「十級」に、「十級」を、「八級」に改める。

(工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令等の一部改正)

第六条 次に掲げる政令の規定中、「六級」を、「四級」に改める。

一 工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令(昭和二十四年政令第四百八号)第一条第五項

二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令(昭和二十六年政令第二百九十一号)第六条第二項及び第七条

三 農業機械化促進法施行令(昭和四十年政令第二百九号)第四条

四 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第三百四十五号)第三条の二第二項

五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和五十一年政令第九十八号)第四条

六 高圧ガス保安法関係手数料令(平成九年政令第二十一号)第四条第一項及び第二項

七 航空法関係手数料令(平成九年政令第二百八十四号)第八条

八 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第五条第四項

(人権擁護委員に対する費用弁償に関する政令の一部改正)

第七條 人権擁護委員に対する費用弁償に関する政令(昭和二十五年政令第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「三級から七級まで」を、「二級から五級まで」に改める。

(火薬類取締法施行令の一部改正)

第八条 火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中、「職務の級」を削り、第六條第一項第一号イの下に、「に規定する」を加え、による二級又はこれに相当すると認められる級以上の者」を、「の適用を受ける職員」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令等の一部改正)

第九条 次に掲げる政令の規定中、「三級」を、「二級」に改める。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令(昭和二十七年政令第四百四十九号)第五条

二 公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)第三条

三 不動産の鑑定評価に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五号)第五条第一項

四 技術士法施行令(昭和五十八年政令第二百六十九号)第三条第一項

(在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部改正)

第十条 在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令(昭和二十七年政令第四百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「五級」を、「三級」に改める。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

第十一条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第四項中、「七号俸」を、「四号俸」に改める。